

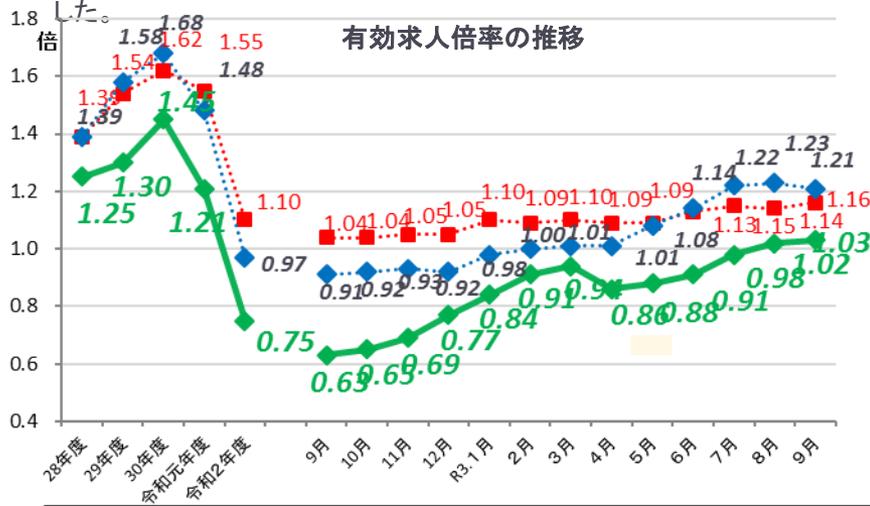
発行 ハローワーク磐田  
〒438-0086 磐田市見付3599-6磐田地方合同庁舎  
電話 0538(32)6181 FAX 0538(39)1230  
(出先)ハローワークプラザ袋井(マザーズコーナー併設)

●ハローワークから事業所様向けの雇用に関する情報をお届けします。

## ハローワーク磐田管内の雇用失業情勢(9月)



- ハローワーク磐田の管轄は、磐田市、袋井市、森町の二市一町です。
- 有効求人倍率は1.03倍となり、前月を0.01ポイント上回り、前月に引き続き1倍を超えました。また、前年同月比でも0.40ポイントと大幅に上回りました。



● 有効求人倍率(全国) ● 有効求人倍率(静岡県) ● 有効求人倍率(磐田所)

	R2.9	R2.10	R2.11	R2.12	R3.1	R3.2	R3.3	R3.4	R3.5	R3.6	R3.7	R3.8	R3.9
全国	1.04	1.04	1.05	1.05	1.10	1.09	1.10	1.09	1.09	1.13	1.15	1.14	1.16
静岡県	0.91	0.92	0.93	0.92	0.98	1.00	1.01	1.01	1.08	1.14	1.22	1.23	1.21
磐田所	0.63	0.65	0.69	0.77	0.84	0.91	0.94	0.86	0.88	0.91	0.98	1.02	1.03

(注)「全国」「静岡県」の数値は季節調整済の数値、「磐田所」は実数値です。

季節調整については、令和2年12月以前の数値については季節調整替えを行っています。

ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれています。

## 11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です ～ 労働保険とはこのような制度です ～



労働保険とは労働者災害保険(一般に「労災保険」といいます)と雇用保険とを総称した言葉であり、保険給付は両保険制度で別個に行われていますが、保険料の徴収等については、両保険は労働保険として、原則的に一体のものとして取り扱われています。

労働保険は、農林水産の事業の一部を除き、労働者を一人でも雇っていれば適用事業となり、事業主は成立手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。

### 【労災保険とは】

労働者が業務上の事由、二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤が原因で負傷した場合、病気になった場合、あるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

### 【雇用保険とは】

労働者が失業した場合や労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活や雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。また、失業の予防、労働者の能力の開発や向上その他労働者の福祉の増進を図るための事業を行っています。

## 地方拠点強化税制の「雇用促進税制」のご案内

地方で本社機能を有する施設を整備し、雇用者(※)を増加させた場合、税額控除が受けられます。※雇用保険一般被保険者に限ります。



地方において、**本社機能の拡充**または東京等からの移転を行い、その本社機能を有する施設で雇用者数を2人以上(有期雇用又はパートタイムの新規雇用者を除く)増加させた場合に、法人税(個人事業主の場合は所得税)の税額控除が適用されます。

お問い合わせ先

- 雇用促進計画の作成・確認について: 本社・本店を管轄する労働局・ハローワーク
- 税額控除制度について: 最寄りの税務署

## ➤ 雇用調整助成金等の特例措置について



新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の特例措置等については、緊急事態措置区域として静岡県が追加され、特例措置を11月30日までとしているところですが、来年3月まで延長となりました。

現在の助成内容は令和3年12月末まで継続予定です。

問い合わせ先

雇用調整助成金産業雇用安定助成金コールセンター(電話0120-60-3999)

## ➤ 「ひとり親」の就労をご支援ください

### ～ 助成金制度と母子・父子福祉団体等の紹介 ～



母子家庭の母等や父子家庭の父(ひとり親)は、子育てと生計の維持を一人で担うため、就職をしようとした時に、労働条件での制約を受けたり、困難を伴うことが少なくありません。

事業主の皆さまには、助成金制度や、母子・父子福祉団体等への業務外注を活用し、ひとり親就労についてご支援いただきますようお願いいたします。

## ➤ 11月は「人材開発促進月間」及び「技能の日」です



人材開発行政では、すべての人の能力を高め、その能力を存分に発揮できるよう、離職者等を対象とする公的職業訓練の実施、労働者の主体的なキャリア形成への支援、企業による人材育成への支援、技能検定等の実施による職業能力評価体制の整備などを進め、労働者の職業能力の開発・向上を支援してきました。

厚生労働省では、11月を「人材開発促進月間」、同月10日を「技能の日」として、諸行事の開催や広報活動を通じ職業能力の開発・向上の促進及び技能の振興を目指してまいります。

### 人材開発に取り組む事業主を支援します！

厚生労働省では、人材開発に取り組む事業主・事業主団体の皆さまを支援するため、さまざまな支援策を用意しています。従業員のキャリアアップを図る際は、ぜひご活用ください。

御来所の際は、引き続き新型コロナウイルス感染防止のため、利用者の方々に、マスクの着用、手指のアルコール消毒、体温の検温の御協力をお願いします。

ハローワーク磐田は、これからも地域から信頼されるハローワークを目指し取り組んでまいります。

## ➤ 「第11回産業振興フェアinいわた」のご案内



磐田市では、産業振興フェア開催時に障がい者雇用促進のため、関係機関とが連携し、主に企業・事業所向けの啓発事業を行い、就労支援施設等や就職を目指す障がい者と地元企業とのマッチングを目指します。

日時 令和3年11月12日(金)10時～17時

13日(土)9時30分～15時

会場 アミューズ豊田(正面玄関前の受付付近 C2エリア)

内容 産業振興フェア(産業振興フェア実行委員会主催)にて福祉ブースの  
出展

- ・ブースにてパネル等展示(障がい者雇用の周知・メリット、福祉事業所製品紹介)・袋井特別支援学校生徒による製品の紹介
- ・雇用者(企業等)への支援についてのご案内(ジョブコーチ支援就労訓練、奨励金・助成金など)・各種相談対応

詳しくは、磐田市福祉課障害福祉グループまで 電話0538(37)4919

## ➤ 「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」参加者募集



従業員の方を対象に精神障害・発達障害に関して正しく理解いただき、職場における応援者となっただけのための講座を開催します。

【内容】「精神疾患(発達障害含む)の種類、精神・発達障害の特性、共に働く上でのポイント(コミュニケーション方法)等について

【メリット】精神・発達障害についての基礎知識や一緒に働くための必要な配慮などを学ぶことができます。

【開催日程】11月25日(木)、12月16日(木)、1月20日(木)のいずれかの1日 14時～16時

【受講者】企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。

【定員】各日とも12名(先着順で定員に達し次第締め切ります。)

詳細は、障害者担当まで(部門コード41#)

## ➤ 令和3年4月1日から常時雇用する労働者数が301人以上の企業において正規雇用労働者の中途採用比率の公表が義務化されています



常時雇用する労働者が301人以上の企業は、求職者が容易に閲覧できるかたちで「直近の3事業年度の各年度について、採用した正規雇用労働者の中途採用比率」を公表することが必要になりました。公表はおおむね年に1回、公表した日を明らかにして、インターネットの利用やその他の方法で行います。